

受注型企画旅行取引条件説明書・契約書面

旅行業法第12条の4による取引条件書面

旅行業法第12条の5による取引契約書面

お渡しする旅行代金見積書・旅行代金内訳書・ご旅程表(併せて「企画書面」という)及びこの書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

1.受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行」(以下「契約」といいます)とは、広交観光株式会社(以下「当社」といいます)がおお客様の依頼により旅行の目的地及び日程 お客様が提供を

受けることができる運送等の内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます

2.契約の申込

- 当社がお客様に交付した企画内容に関し契約を申し込もうとするお客様は当社所定の申込書に所定の事項をご記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともにご提出戴きます。
- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表者としての契約責任者から、旅行申込があった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来追うことが予想される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- 当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- ①身体に障害をお持ちの方 ②健康を害している方 ③妊娠中の方 ④その他特別な配慮を必要とする方はお申し出下さい。当社は可能な限りこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (6)の場合、医師の診断書を提出いただく場合/介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただきます/あるいは参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客様がご旅行中に疾病、その他の事由により医師の診断又は加療が必要となった場合は必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

3.契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において契約の締結に応じないことがあります。

- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき
- 当社の業務上の都合があるとき。

4.契約の成立時期

- 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- 当社は、契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって申込金の支払いを受けることなく契約の申込を引き受けることがあります。この場合契約の成立時期は、当該特約書面を交付した時に成立いたします。
- 申込金は旅行代金・取消料・その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- 通信契約は(1)の規定にかかわらず、お客様のお申込を受けて、当社が当該申込を承諾する旨の通知を發した時に成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を發する場合は、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

5.契約書面の交付

- 当社は契約の成立後速やかにお客様に①旅行日程 ②サービスの内容 ③旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は(1)の契約書面に記載するところによります。

6.確定書面

- 契約書面において、確定された旅行日程及び利用予定の宿泊機関及び表示上必要な運送機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上必要な運送機関名称を列挙した上で、当該契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日以降に契約がなされた場合にあっては、旅行開始日)までにこれらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- 前項の場合において、手配の状況の確認を希望するお客様からの問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても当社は可能な限り迅速かつ適切にこれに回答します。
- 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負うサービスの範囲は当該確定書面に記載するところに特定されます。

7.旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払下さい。
- 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示適用運賃・料金の著しい経済情勢の変化により通常想定される程度を大幅に超えて改訂された場合にはその差額だけ旅行代金を増額または減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合においてお客様は旅行開始日前に企画料金または取消料を払うことなく旅行契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合はその差額だけ旅行代金を減額します。

8.契約内容の変更

- お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。
- 当社は天災地変・戦乱・暴動・運送宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・官公署の命令・当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社に関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与しないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむをえないときは、変更後に理由を説明いたします。

9.お客様の交替

- お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すこと、又は構成者の変更を行うことができます。この際当社の定める交替に要する手数料をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります)
- 当社は(1)にかかわらず、利用運送機関・宿泊機関がお客様の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

10.旅行契約の解除

- お客様から企画料金又は取消料をいただく場合**
①お客様は企画書面記載の企画料金または取消料を支払って、いつでも旅行契約を解除することができます。
②当社の責任とならない事由によるお取消しの場合も記載の企画料金又は取消料をいただきます。
- お客様から企画料金又は取消料をいただかない場合**
お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく、契約を解除することができます。
①旅行契約内容が変更された時 但しその変更が第14項の表左欄に掲げるものその他重要なものである場合に限りです。
②旅行代金が増額された場合
③公共的機関の發した情報など客観的な情報から天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となる恐れが極めて大きいとき
④当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかった場合
⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となった場合
⑥旅行開始後において、お客様に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又はその旨を告げたとき。但し当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合には、旅行代金のうち旅行サービスを受領することができなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

11.添乗サービス

- 当社は、お客様のご依頼により下記の添乗サービス料金を申し受けたくうえで、添乗サービスを提供いたします。なお、添乗サービス料金とは別に、添乗員が同行する為に必要な交通費・宿泊費等の実費を別途申し受けます。

添乗サービス料金(添乗員1名/1日あたり)：32,400円(税込)

- 添乗員の業務は8時から20時とさせていただきます。
- 添乗員が同行しない場合、旅行サービスの提供を受ける為の手続きは、お客様ご自身で行っていただく場合があります

12.当社の責任

- 当社は、当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、当該損害を賠償します。但し損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- お客様が以下に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により被害を被ったとき当社は前項(1)の場合を除き、当該損害を賠償する責任を負うものではありません。
①天災地変・戦乱・暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ②運送・宿泊機関の事故、火災により発生する損害 ③運送・宿泊機関等のサービスの中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ④官公署の命令、伝染病による隔離 又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行中止 ⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒 ⑦盗難 ⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更 経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地的滞在時間の短縮
- 当社は、手荷物について生じた損害については、損害の発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1名様につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

13.特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物に被った一定な損害について、当社旅行業約款特別補償規定により、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。

・死亡補償金 1,500万円
・入院見舞金 2～20万円
・通院見舞金 1～5万円
・携行品損害補償金；お客様1名につき15万円まで(但し補償対象品1個または1対あたり10万円を限度とします)

当該旅行日程において、お客様が当社が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体または手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「旅行参加中」とはいたしません。

14.旅程補償

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた変更補償金を支払います。但し一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行金額の15%を限度とします。また一旅行契約について支払われる変更補償金の額が1,000円未満の場合変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始日前日までに通知した場合	旅行開始日以降に通知した場合
①契約書面又は確定書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面又は確定書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含む) その他旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面又は確定書面に記載した運送機関の等級/設備の低い料金のものへの変更	1.0%	2.0%
④契約書面又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面又は確定書面に記載した旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他客室の条件の変更	1.0%	2.0%

以下に掲げる事由による変更の場合は変更補償金は支払いません。

- 天災地変
- 戦乱
- 暴動
- 官公署の命令
- 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
- 当初運行計画によらない運送サービスの提供
- 旅行参加者の生命また又は安全確保のための必要な措置
- お客様の申し出による変更

15.お客様の責任

- お客様の故意又は過失により当社が被害を被ったときは、当該お客様は、損害を賠償しなければなりません。
- お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約について理解するように努めなければなりません。
- お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに下記または別途お知らせする連絡先までご連絡下さい。
本社 9:30～18:00

16.お買物案内について

お客様の便宜を図るため、観光中・送迎中にお土産物店にご案内することがあります。当社ではお店の選定には万全を期しておりますが。購入の際には、お客様自身の責任でご購入下さい。当社では商品の交換や返品等のお手伝いは致しかねますので、トラブルが生じないよう商品の確認及びレシートを受け取りなどを必ず行ってください。

17.国内旅行保険の加入について

ご旅行中、病気がけがをした場合、多額の治療費・移送費がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するためお客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については、担当者にお問い合わせ下さい。

18.個人情報取り扱いについて

- 当社は旅行申込の際提出された申込書等に記載された個人情報についてお客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込まれた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びサービス受領の為の手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社は①当社及び当社グループ企業及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。その他の目的で利用する場合は、別途ご案内の上承諾をいただきます。
- 当社は旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便等に係る個人情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なおこれらの事業者への個人情報の提供の停止を希望される場合は、旅行出発前までにお申し出ください。

19.約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社旅行業約款受注型企画旅行手配の部に定めるところによります。

上記 2 契約の申込(3)の規程により 団体構成名簿をご提出頂きます。 傷害・緊急事故に備え名簿には 1.氏名 2.連絡先(旅行留守中に連絡がとれるもの) 3.住所 を記載下さい。情報の取扱については 18.「個人情報の取扱について」をご参照下さい